

合併市に関する調査

記入月日：平成15年5月22日

基礎情報

都道府県・市名	福岡県・宗像市（むなかたし）
合併期日	平成15年4月1日
合併形式	新設合併
住所(旧市町村名も記載)	福岡県宗像市東郷995番地（旧宗像市）
人口（合併直近の国調）	91,147人
面積	111.50km ²
議員定数	38名
関係市町村名	宗像市・玄海町

関係市町村合併直前の状況

関係市町村	市町村名	人口（人）	面積（km ² ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
	宗像市	82,973	76.82	22	17.5
玄海町	9,987	34.68	16	23.8	
合計	—	92,960	111.50	38	—

関係市町村の財政状況

*数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

平成14年度予算

関係市町村	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）		指定団体等の指定状況	財政力指数
			地方税	地方交付税		
宗像市	24,324,000	8,536,000	5,923,000		0.56	
玄海町	4,604,000	814,000	1,954,000		0.32	
合計	-	28,928,000	9,350,000	7,877,000	-	-

合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成12年4月6日	解散年月日：平成15年3月31日
内容	開催回数 26回 委員数 26人（行政8人・議会議員8人・学識経験者8人・県2人） 可否の決定 第23回合併協議会において「合併の可否」を可とすることで決定	
住民発議について	<input checked="" type="checkbox"/> ・無	
市町村建設計画	計画の期間：平成15年～平成24年	
基本計画の主要項目	ひとにやさしい地域の輪が広がるまち 都市と自然が調和するまち 地域の特性を活かした産業振興のまち “知”と“文化”を創造するまち 健やかで快適に暮らせるまち	
旧市町村庁舎の利活用	旧玄海町役場 玄海支所庁舎（2年間）	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 2
議会の議員の定数に関する特例	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	有の場合： - 名
議会の議員の在任に関する特例	<input checked="" type="checkbox"/> ・無	有の場合： 1年7ヶ月
議会の議員の報酬額	月額：議長 53.3万円、副議長 47.4万円、委員長 44.9万円、議員 44.1万円	
地域審議会の設置について	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
内容	なし	
地方税に関する特例	<input checked="" type="checkbox"/> ・無	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 個人市民税は、標準税率を採用する。ただし、個人均等割については、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する日が属する年度は現行の税率を採用し、不均一課税とする。 法人市民税法人税割は、宗像市の例による。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併後3年間は現行の税率を採用し不均一課税とする。 	
合併特例債発行限度額（億円）	17.5億円	

その他

協議された事項	<p>主要項目について、簡単な内容を含め10項目ご記入ください。（例：庁舎の位置 等）</p> <p>合併の方式 宗像市及び玄海町を廃止し、両市町の区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。合併の期日 平成15年4月1日とする。新市名称 平成13年12月10日から平成14年2月末まで公募を行い選考委員会において「宗像市」とすることで決定した。新事務所的位置 宗像市東郷995番地とする。旧玄海町役場は支所として2年間存続する。財産及び公の施設の取扱い 2市町の所有する財産（公有財産、物品及び債権並びに基金）については、すべて新市に引き継ぐものとする。農業委員会委員の定数及び任期の取扱い 農業委員会委員の任期については、新市に1つの農業委員会を置き、両市町の農業委員会の選挙で選任された委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の委員として在任する。定数については、農地、農家戸数の状況を鑑み十分検討し、新市において決定する。町・字名の取扱い 2市町の町又は字の名称については、「大字」を削除した名称に変更する。また、2市町の町又は字の区域は、従前のとおりとする。一部事務組合等の取扱い 宗像・玄海衛生施設組合については、合併の日の前日をもって組合を解散し新市に事務を承継する。以外の一部事務組合等（広域連合を除く。以下同じ）については2市町は合併の日の前日をもって当該一部事務組合等を脱退し、新市において合併の日に当該一部事務組合等に参加する。給食の取扱い 小学校の給食については、新市においても給食を実施する。中学校の給食については、新市において全校での実施を検討する。国際交流について 姉妹都市、友好交流都市については、合併後も交流を継続する。</p>
	残された課題について、箇条書きでご記入ください。
	<p>都市計画の取扱い 一体的なまちづくりを進めるため、新市において速やかに整備するものとする。通学区について 通学区域の変更については、新市において検討する。幼稚園について 現在ある公立幼稚園については、新市においてその在り方について検討を行うものとし当分存続する。</p>